

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-18)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	適正処理・不法投棄対策室				作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。			目標設定の考え方・根拠	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法) ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)				政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 産業廃棄物の不法投案件数	1,049	H11年度	H11年度に対し概ね半減	H22年度	—	—	—	—	—	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	43.3	H11年度	H11年度に対し概ね半減	H22年度	—	—	—	—	—	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投案件数	—	H11年度	0	H21年度	—	—	—	—	—	不法投棄撲滅アクションプランに規定されているため。	
4 有害廃棄物の適正な処理の確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	有害廃棄物は、排出の段階から処理までの間、特に注意して取り扱わなければならないもので、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、区別されているため。	
5 クリアランス物のトレーサビリティの確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の厳格な運用を行うため。	
6 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	—	—	—	—	—	—	—	—	—	東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生し、その処理に当たっては安全面に万全を期す必要があるため。	
7 バーゼル法輸出承認件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	
8 バーゼル法輸入承認件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、バーゼル法に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	
9 廃棄物処理法輸出確認件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。	

10	廃棄物処理法輸入許可件数	—	—	—	—	—	—	—	—	廃棄物の適正な輸出入等の確保については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく厳格な輸出入審査を実施しているため。
11	バーゼル法・廃掃法（輸出入関連）違反に係る告発件数	—	—	—	—	—	—	—	—	特定有害廃棄物等の輸出入はバーゼル法により、また廃棄物の輸出入は廃棄物処理法により、それぞれ規制されており、法に違反した者には適切な対応を行っていることを確認するため。
達成手段 （開始年度）		補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額 単位：百万円	関連する 指標	達成手段の概要等				平成25年行政事業レビュー 事業番号
		23年度 単位：百 万円	24年度 単位：百 万円							
(1) 産業廃棄物不法投棄等防止ネット ワーク強化事業 （平成17年度）		10 (9)	4 (4)	4	1,2,3	<達成手段の概要> 全国7地方環境事務所等を核とするネットワークを強化し、都道府県等との連携を確保しながら、ブロック連絡会議や、パンフレット等による啓発活動等を合同で実施する。また、都道府県等向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員等や専門家をこうしとして、管内の都道府県等の担当職員に対し、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。さらに、不法投棄等事業の現場調査やパトロール等を行う。 <達成手段の目標> 地方環境事務所等を核とした関係機関によるネットワークの確率及び都道府県等と連携した立入検査等の円滑かつ効率的な実施により、産業廃棄物不法投棄の未然防止や早期解決等に資する。 <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 都道府県と連携して、情報共有や監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止等を図り、目標値の達成に寄与することができる。				179
(2) 産業廃棄物不法投棄等原状回復 措置推進費補助金 （平成10年度）		7870 (7152)	170 (170)	200	—	<達成手段の概要> 平成9年の廃棄物処理法改正法の施行日である平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置の円滑な実施のために、基金の造成に必要な経費を補助する。また、平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等に起因する支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し必要な経費を補助する。 <達成手段の目標> 平成10年6月17日以降の不法投棄等については、都道府県等が円滑に不法投棄等による支障の除去等を行えるよう基金の造成を図り、産業界からの出えんが安定的に行われるよう努めていく。平成10年6月16日以前の不法投棄等については、各事業について支障の除去等が行われるよう、都道府県等における取組を促進する。 <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 都道府県等に対し必要額を補助することにより、計画的に生活環境保全上の支障除去等を行うことができる。				178
(3) 産業廃棄物適正処理推進費 （平成10年度）		145 (38)	58 (32)	30	1,2,3	<達成手段の概要> 専門家チームの現地への派遣による不法投棄等事業に係る現地調査・支障除去等対策の円滑かつ適正な実施の支援、不法投棄の残存件数などの網羅的な調査等を行う。 <達成手段の目標> 不法投棄等の未然防止・拡大防止等を図る。また、都道府県等に対し不法投棄等の関与者への責任追及や支障除去等の手法について助言を行うことで支障除去等措置に係る公費負担を軽減させる。さらに、不法投棄等の残存事業に対する対応方針を策定する。（残存事業に対するきめ細やかな対応を行い、行政に対する国民の不信任感を払拭し、安心・安全を確保する。） <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 都道府県と連携し、情報共有や監視体制の強化等の不法投棄等の未然防止等を進めることにより、目標値の達成に寄与することができる。				179
(4) 廃棄物処分基準等設定費 ・特別管理廃棄物処理基準設定費 （平成4年度）		36 (36)	28 (42)	26	4	<達成手段の概要> 「特別管理廃棄物」については通常の廃棄物とは別に処理基準を定めているが、次々と新たな化学物質が製造・使用されている状況において、化学物質管理に係る国際的動向等を踏まえた的確な対応を行う。 <達成手段の目標> 水銀条約化対策、有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進等を行う。 <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障等の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。				164
(5) クリアランス廃棄物対策関連費 （平成18年度）		20 (11)	9 (2)	2	5	<達成手段の概要> 原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認された「クリアランス物」については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする「クリアランス制度」において、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保する。 <達成手段の目標> クリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等をするとともに地方環境事務所による立ち入り検査の実施及びそれに伴う知識の習得・放射線測定機器の点検整備を行う。 <施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。				176

放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業 (平成24年度)	—	192 (138)	55	6	<達成手段の概要> 東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しているため、その適正かつ円滑な処理を確保する。 <達成手段の目標> 放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、焼却や埋立てに伴う放射性物質の挙動に関する知見を集積し、現場のニーズに即した放射性物質の簡易測定方法等の確立を図ることで、放射性物質に汚染された廃棄物の現場における円滑な処理の実施に資するとともに、処理基準等の検討の基礎とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 放射性物質に汚染された廃棄物等の測定やその測定方法の検討を行うことにより、放射性物質を含む廃棄物の適正な処理が確保され、国民の安心・安全に資することができる。	196
廃棄物等の越境移動に係る国際的 (7) 環境問題対策費 (平成13年度)	69 (63)	60 (77)	46	6,7,8,9,10	<達成手段の概要> バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の適正な輸出入を確保するための、事業者等への国内法規制の周知徹底、不正輸出を防止する為の水際対策及び国内法の規制対象の明確化等の実施。 <達成手段の目標> 国内法の規制内容の周知徹底及び廃棄物等の不正輸出防止のための水際対策の強化を行うとともに、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を検討する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・輸出入業者等に対し、国内外法規制度について全国各地で説明会を実施することで、効率的に法令の周知徹底を図ることができる。 ・廃棄物等輸出入管理システムを用いた廃棄物輸出入状況についての税関等関係者とのタイムリーな情報共有や規制対象物の明確化に資する指針等の策定により、不正輸出入防止のための水際対策の効率的実施を図ることができる。 ・アジア圏の循環資源の流通動向及び廃棄物処理の実態を調査し、これを基に、環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開し、規制の重点化・効率化ひいては国際資源循環に資する。	177
コンピュータ機器廃棄物適正管理 (8) 事業等拠出金 (平成18年度)	32 (32)	29 (29)	30	—	<達成手段の概要> コンピュータ機器廃棄物及びアジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理のための各種プロジェクト支援事業及びアジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入防止のための国際ネットワーク(アジアネットワーク)事業等の実施。 <達成手段の目標> コンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理により環境汚染・健康被害を未然防止するとともに、近隣諸国との連携強化によりアジアにおけるバーゼル条約実施能力を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国際機関であるバーゼル条約事務局が実施しているコンピュータ機器廃棄物適正管理プロジェクト等には、アジア太平洋地域の国々が広く参加していることから同プロジェクトに拠出を行うことによって、アジアの関係諸国における政策連携を効率的に図ることができ、アジア地域の国々におけるコンピュータ機器廃棄物等による環境汚染・健康被害等の問題の解決に資する。	175
使用済電子機器等に係る輸出入の (9) 適正化事業費 (平成25年度)	—	—	8	6,7,8,9,10	<達成手段の概要> 使用済電子機器等の不法輸出入に係る疑義案件対応等に関する対応マニュアルの策定、廃棄物等輸出入輸出入管理システムの改修等、輸出入管理体制の整備。 <達成手段の目標> 地方環境事務所における水際対策を強化し、使用済電子機器等の不法輸出入を防止する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・水際対策の強化により、バーゼル法・廃棄物処理法に基づき必要な手続きを行うよう関係事業者に促すとともに、不法輸出入を確実に監視することができる。	新25-021